

# SDGs 寄付型定期預金「未来へつなぐ」

(令和8年4月1日現在)

1. 商品名	○SDGs 寄付型定期預金「未来へつなぐ」
2. 販売対象	○個人、個人事業主、法人
3. 取扱期間	○令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※お取扱い期間中であっても、募集総額50億円に達した場合、お取扱いを終了させていただきます。
4. 期間	○1年（元金継続または元利金継続による自動継続のみの取扱い）
5. 預入	
(1) 預入方法	○取扱期間内で一括預入
(2) 預入金額	○新規で10万円以上1,000万円未満 ※現在当金庫に預入いただいている定期預金からの振替は対象外となります。
(3) 預入単位	○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息	
(1) 適用金利	○固定金利 ○預入時の店頭表示利率に、0.20%（年利）を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ○自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期（1年）の店頭表示の利率を適用します。 ※当初預入金額が300万円未満の場合、スーパー定期の300万円未満の店頭表示利率を基準とします。 ※当初預入金額が300万円以上の場合、スーパー定期の300万円以上の店頭表示利率を基準とします。
(2) 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
8. 寄付金	○定期預金総額（令和9年3月末時点の残高）の0.01%を当金庫が（公財）ひろしまこども夢財団に寄付いたします。 ○お客さまのご負担はございません。
9. 税金	【個人】 分離課税 ※利息は20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 【法人】 総合課税 ※非課税法人の場合は非課税です。
10. 手数料	—

11. 付加できる特約事項	<p>【個人】  マル優の取扱いができます。  （平成14年度税制改正によりマル優制度が改組されております。マル優について、詳しくは当金庫の渉外担当または窓口へお問い合わせください。）  ○預入形態は、証書形式、通帳形式、総合口座とします。  ○「総合口座」の担保とすることができます。  （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。）</p> <p>【法人】  ○預入形態は、証書形式、通帳形式とします。</p>
12. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、表示金利は適用されません。別紙の表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
13. 金利情報の入手方法	○店頭表示利率は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置  本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置  東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。  なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
15. その他参考となる事項	○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

## 別紙 定期預金の中途解約利率一覧表

### 1. 自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期)

預入期間	[定型方式] 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月 1年、2年 [満期日指定方式] 1ヵ月超3年未満	[定型方式] 3年 [満期日指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [満期日指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上3年未満	約定利率×70%			
1年以上1年6ヵ月未満		約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満		約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヵ月以上4年未満		約定利率×90%		
2年6ヵ月以上3年未満			約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上5年未満			約定利率×90%	
3年以上4年未満				約定利率×80%
4年以上5年未満				約定利率×90%

(注) 小数点第3位以下切捨て

### 2. 自由金利型定期預金 (大口定期)

(1) 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうち、最も低い利率。
(2) 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。
A. 約定利率 — 約定利率×30%
B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(注) 基準金利については、窓口でおたずねください。

### 3. 期日指定定期預金

預入期間が6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%

(注) 小数点以下第3位以下切捨て

### 4. 変動金利定期預金

預入期間	・単利型 [定型方式] 2年	・単利型 [定型方式] 3年	・複利型 [定型方式] 3年
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%
1年以上2年未満	約定利率×70%		
1年以上1年6ヵ月未満		約定利率×50%	約定利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満		約定利率×60%	約定利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×70%	約定利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満		約定利率×90%	約定利率×90%

(注) 小数点第3位以下切捨て